

子どもを預けたいとき

保育所（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育することを目的とした児童福祉施設です。入所を希望される方は、申込受付期間内に必要書類を揃え手続きをしてください。保育所入所の認定には、一定の条件を満たしている必要があります。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

■市ウェブサイトの「保育所への入所」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1003693）



特別保育（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

◆一時預かり事業（一般型）

宇部市に住民票を有し、保育所等を利用していない方が、一時的に保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

利用を希望される方は、各施設で事前登録・予約が必要です。

◆一時預かり事業（休日型）

認可保育施設に在籍している方が、日曜日・祝日に仕事のため一時的に保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

利用を希望される方は、神原保育園で事前登録・予約が必要です。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

■市ウェブサイトの「一時預かり保育」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1012877）

◆延長保育

各保育所で定められた保育標準時間及び保育短時間を超えて保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

保育料とは別に利用料が必要です。

※「一時預かり事業(休日型)」と「延長保育」は保育所に在籍している児童が対象となります。



認定こども園（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育所機能部分では、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、0歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

入園を希望される方は、幼稚園機能部分については希望の施設へ、保育所機能部分については、保育幼稚園課へお問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「幼稚園・認定こども園」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1021578）



幼稚園（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

幼稚園は、満3歳から就学前の子どもが通う教育機関で、遊びを通じて社会性を育み、基本的な生活習慣や規則を学ぶ場所です。

入園を希望される方は、希望の施設へ直接お問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「幼稚園・認定こども園」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1021578）



地域学童保育（学童保育クラブ）

（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8329 FAX22-6051）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校及び特別支援学校の小学部に就学している児童のため、放課後又は長期休業期間（夏休み等）に、適正な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図っています。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「学童保育クラブ」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1003664）



乳幼児一時預かり事業（わらべや）

（なないろキッズ TEL080-4553-6327）

理由がなくても利用できる一時預かりです。（事前予約制）

利用できる曜日 月・火・木・金（祝日はお休み）

利用できる時間 10時～15時 1時間600円／1時間単位での申し込み

利用できる年齢 宇部市在住の生後3か月から3歳まで



宇部ファミリー・サポート・センター

（運営団体 学校法人YIC学院 TEL080-9130-4272）

「子育てを手伝ってほしい会員（0歳から小学6年生までの子どもを持つ家庭の人）」と「子育てを手伝いたい会員」のマッチングを行い、会員相互のサポート活動（有料）の橋渡しを行っています。



子育て短期支援事業（宇部市こども支援課 Tel.34-8447 FAX21-6020）

家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的にこどもを養育することができなくなった場合、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、こどもまたは母子が実施施設を短期間利用できるサービスです。

- ・短期入所（ショートステイ）…宿泊を伴い、利用期間は原則月7日以内
 - ・夜間養護（トワイライト）…夕方から夜間の利用
 - ・休日預かり（デイサービス）…日曜日、祝日の昼間の利用
- 市ウェブサイトの「宿泊・夜間預かり（子育て短期支援事業）」ページへアクセスできます。



（ウェブ番号：1003668）

病児・病後児保育（宇部市こども政策課 Tel.34-8332 FAX22-6051）

病気や病気の回復期にあるお子さんが、保育所、幼稚園及び小学校で集団保育等ができず、保護者の勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、ご家族に代わってお子さんを一時的に保育します。

◆**対象年齢** 山口県内に住所を有する乳幼児又は小学生

◆**保育日** 月曜日～金曜日 8:00～18:00 ※祝日、休診日等はお休みです。

※土曜日の保育については、各施設にお問い合わせください。

◆**保育料** 1日2,000円（保育時間を過ぎた場合は延長料が必要となります。）

※保育料の減免制度…宇部市に住所を有する方は、減免制度があります。

・生活保護世帯…利用1回につき1,500円まで

利用時に生活保護費受給者証を提示してください。実施施設で減免します。

・市民税又は所得税非課税世帯…利用1回につき1,500円まで

うち1,000円は実施施設で減免します。残りの減免額については、宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。

＜申請時期＞ 利用後随時（翌年度4月10日まで）

・その他の世帯…利用1回につき1,000円

※県内他市町の病児・病後児保育施設を利用する場合は、施設では減免できませんので、宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。

＜申請時期＞ 利用後随時（翌年度4月10日まで）

◆**利用の手続き** ①利用者登録 実施施設又は宇部市こども政策課で登録手続きをしてください。利用時に実施施設での登録も可能です。利用年度毎に登録が必要となります。

②利用申込 登録した施設へ事前に予約してください。

◆実施施設

施設名称	住所	電話番号	
鈴木小児科病児保育所 すくすくハウス	今村北四丁目26番15号	TEL54-4539	鈴木小児科 TEL51-1100
金子小児科病児保育室 かねこキッズルーム	上町一丁目6番16号	TEL22-8839	金子小児科 TEL22-0006
よしもと小児科病児保育室 くまさん保育室	中尾一丁目7番10号	TEL22-0557	よしもと小児科 TEL22-0555
かわかみ整形外科・小児科 クリニック病児保育園 キディハウスにこここ	野原一丁目5番6号	TEL36-2525	かわかみ整形外科・ 小児科クリニック TEL37-3700
松岡小児科病児・病後児 保育施設 スマイル	西宇部南四丁目6番7号	TEL45-1313	松岡小児科 TEL41-8005